

## 浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正について

2012年11月7日

当社は、原子力災害対策特別措置法に基づき「浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」(※1)(以下、「防災業務計画」という。)を修正し、本日、国に届け出ましたのでお知らせします。

### 防災業務計画の修正要旨

#### 1. 通報・届出先等の変更

- ・原子力規制委員会の発足に伴い、防災業務計画にかかる通報・届出先等を変更しました。
- ・静岡県地域防災計画の修正に伴い、静岡県地域防災計画と整合するよう防災業務計画にかかる通報先等を変更しました。

#### 2. 本店体制の見直しに伴う変更

- ・原子力災害発生時の防災体制を強化するため、本店体制の見直しをおこないました。

その他、掛川市の組織改定に伴う部署名の変更等の反映をおこないました。

※1 「浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」は、原子力災害対策特別措置法第7条第1項の規定に基づき、原子力事業者が原子力事業所ごとに原子力災害の発生および拡大の防止、ならびに原子力災害の復旧を図るための必要な業務について定めた計画です。本計画は、毎年検討を加え、静岡県および御前崎市との協議を行い、必要に応じ修正をすることが義務づけられています。

以上